

第2回 川崎市自治推進委員会 議事録

- 日時 平成25年3月25日（月）午後15時半から午後17時まで
- 場所 川崎市 高津市民館11階 第4会議室
- 参加者 名和田委員長、谷本副委員長、小倉委員、恒川委員、松本委員、横山委員
（以上、川崎市自治推進委員会委員）
- 阿部市長
飛騨総合企画局長
三橋部長、長澤担当課長、鴻巣担当係長、美川職員、両角職員
（以上、総合企画局自治政策部）
- 傍聴人 3人
- 次第 1 第1回川崎市自治推進委員会の議事及び今後のスケジュール等の確認
（参考資料1-1、1-2）
- 2 条例に基づく市の制度・施策の運営状況についての調査審議（資料2）
- 3 委員会報告の進捗状況に基づく個別事項の調査審議〔その1〕
（1）事業者の社会的責任に関する取組について（資料3-1、3-2）
（2）情報共有に関する取組について（資料4）
- 4 その他

司会：名和田委員長

□開会（自治政策部担当課長）

《会議公開及び写真撮影の確認、委員の了承》

1 第1回川崎市自治推進委員会の議事及び今後のスケジュール等の確認

《事務局（自治政策部担当課長）から「参考資料1-1 第1回自治推進委員会議事録」「資料1-2 川崎市自治推進委員会ニュースレターVol.1」を説明》

名和田委員長

1月30日に開催した自治推進委員会の小委員会というものがあり、ここの作業の内容を改めて確認をしていきたいと思えます。小委員会では、条例に基づく市の制度・施策の運営状況について、市役所の中を対象として年次調査と第1期から第3期までの自治推進委員会報告に基づき、条文ごとにまとめた取り組みの一覧表を議論の材料と致しました。委員会の中で、今後の項目を重点的に審議していくかという観点から委員の間でいろいろと議論をし、論点や課題の洗い出しをするということでもあります。12月3日の第1回自治推進委員会で確認した項目は5つあり、「情報共有」、「参加」、「協働」、「区民会議」、「CSR」の5項目が出てきました。これに加えて、小委員会では、「コミュニティ」と「評価」を加えたいということで、第1回の小委員会の意見交換の結果を踏まえて、7項目を個別事項として、資料1の検討事項及びスケジュールに沿って、調査審議するという方向を出しました。小委員会でそのような意見交換をしたので、改めて、本日の第2回の自治推進委員会の席で、前回の5項目に加え、コミュニティ、評価を加え、7項目にわたって、調査審議をしていきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

《異議なし》

このスケジュールの中でも1から7まで数字でふってありますが、この7項目について、今後調査審議をしていきます。他に、あの時は言い忘れていたが、これは非常に大事なのではないかとといったようなことで、この7項目以外のことを調査審議の内容に加えたいというものがありましたら、今、おっしゃっていただきたいと思います。よろしいでしょうか。どうしてもということであれば、おそらく第5回委員会で、最後の調査審議がありますので、ここでやることも不可能ではありませんが、できれば今発言していただいた方が良くと思います。この7項目は相当包括的なものなので、引っかかってくると思います。

《追加意見なし》

それでは、この7項目の事項に則して、今後委員会で調査審議をしていきたいと思います。

2 条例に基づく市の制度・施策の運営状況についての調査審議

《事務局（自治政策部担当課長）から「資料2 自治基本条例に関連する制度等の運営状況」を説明》

名和田委員長

先程お話しした7項目に従い、調査審議を行っていくのですが、それに該当しないところについて、まず議題の2でご意見があればおっしゃっていただきたい。言い忘れたことがあれば、最後の第5回の時にまたご意見を言っていただける機会はあるかと思えます。

区民会議は今後の審議事項ですが、第1条の項目に自治基本条例の認知度についてありますが、平成21年度から平成24年度の3年で少し上がっているのは喜ばしい。なかなかこの数字がどうなのかと評価しにくいところではあるのですが、例えば、この種の都市内分権制度で、区民会議という自治基本条例の認知度として、この数字がどうなのか分からないところがあるのですが、しかし上がっているということは、市役所としても重視して、様々なところで活用したり、周知したりしているので、やはり喜ばしいと言ってよいところではないかと思えます。

そもそも自治基本条例というような理念的な条例について、各情報を元に進行状況をこのように調査審議しているという自治体はあまりないと思います。そういう意味でも自治基本条例を中心に様々な施策を進めているということが1つの数字的な表れからも出ているのではないかという感想をもちました。

谷本副委員長

皆さんに伺っておいた方が良くと思うことが1点あるのですが、先ほど事務局の説明でも第11条の「議会の権限及び責務」のところで、実際に議会が議員提案で条例案を出されたという説明がありましたが、実際、この委員会の中ではこの部分に触れていかないのではと思ながらも、ただ実際には皆さんの生活では議会の役割は非常に重要なポイントになってくると思うので、ここに対して意見交換をする場があまりないようでしたら、ここで少しご意見をいただいた方が良くと思います。

名和田委員長

議会の権限については、市長も参加されている審議機関なので、言いにくい面もありますが、市民の委員におかれてはあまりそういうことは気にせず、意見を言っていただければ良いと思います。

横山委員

まさにその通りで、市民の立場からすると、市長も私たちの代表ということになりますが、同時に議会も私たちの代表ということで、二元性というものをとっているわけですから、言いたいことは言わせていただきたいのですが、先の選挙の時にも立場の違いは多少あるのですが、

あらゆる党派が議会の改革ということを訴えていました。

議会改革のポイントは、スピード、実行力で、議会改革といっても、それを審議しているのが議員自身であるということ、なかなか目に見えてこない。例えば、市民の立場からすると、議会が非常に遠い。確かに広報や広報誌「議会かわさき」、あるいはホームページ等々での公開といったものが出ていることは承知しているのですが、なかなかアプローチしにくい。

それから、議会の審議がそういったインターネットにアップされるのが2、3ヶ月先という意味で、リアルタイムで把握することはなかなか難しい。

それと、やはり遠い存在であるということ、例えば、傍聴に行けば生の発言等々を見ることができず、できるならば、夜の議会報告会といったものを開けないものなのか。これは前からいろいろな形で市民の声は出されているのですが、なかなかそれは実行されていない。それには様々な理由があると思います。確かに議員の立場からすると、自分の支持者に対する様々な説明会等々も行われているようなのですが、一般の市民を対象とした説明の場、議会で審議されている内容や市民が関心をもっている課題、例えば福島原発の時に、放射性物質が川崎市にも飛来した問題、あるいは、廃棄物のがれきの処理の問題、そういった問題について、議会は何をやっているのかというふうな声は様々な形であったと思うのですが、そうした声がなかなか議会に反映されていないということが問題かと感じています。

谷本副委員長

私は市民ではないので、発言しづらいのですが、客観的にといますか、今、いろいろところで議会改革が進められている中で、川崎市としても議会基本条例をつくられて、熱心に取り組む姿勢はあると思うのですが、やはり、合議制機関で規模が大きい中で、改革を進めていくにはどうしても時間がかかることだと思いますし、逆に市民側の声を上げていかないと、内発的に改革をするという場合はそれぞれの党派のバランス等もあると思うので、難しいと思います。ただ、川崎の場合は、地域でそういった市議会の改革に取り組んでいるような団体もあるようですし、そういった小さな活動でも良いと思うのですが、議会に対して、市民がアプローチをしていく場づくりというものもこれから必要になっていくのではないかと思います。

名和田委員長

私も川崎市民ではありませんが、横浜市で市民協働推進条例という条例があり、従来あった市民活動推進条例を、わざわざ全部改正した。それは議員提案で、結果として、あの条例は中身として、大きな問題を含んでいることはないのだが、市民活動側から見ると、充分自分たちの意向が受け入れられず、唐突にああいうものができたということについての不満や不信が結構あったと聞いています。市議会の議員は当然選挙で選ばれていて、市民の声を反映しているというのは建前としてその通りなのですが、川崎は特に巨大都市なので、やはり一定のテーマの条例については、もう一度市民の声を聞くようなプロセスを十分に踏むということはやはり必要だと思います。今、資料として出している資料2の第11条に関する条文の意図（逐条説明書の概略）を見ると、「市民の意思を適切に反映することができるよう必要かつ十分な会議を行う」というふうに明記されていて、川崎市の自治基本条例の精神としても、議会は確かに条例制定権を持っていて、かつ、自分が選挙で選ばれたというプロセスを通じて、市民の意思を反映しているはずではあるのだが、やはり条例の流れに応じてステークホルダーというのか、特に関係する方々と十分な意見交換、情報提供をしていくということが必要なのではないでしょうか。

横山委員

例えば、議会を傍聴しても、今度は傍聴者にも議案が配られるようになったので、前ほどではないのですが、何を議論しているのかよく分からないということをよく聞きます。私も何度か傍聴はしているのですが、出来レースみたいな形で、政党間であらかじめ決められていて、

それに則ってやっているような流れで、非常に質問する側も迫力はないし、答えるのは行政が答えたり、いろいろな形をしていますが、これは本当に審議しているのだろうかと思うことがあります。今度、初めて、議員同士の提案でいくつか条例がつくられたが、これは画期的なことだと思います。まさにそういった議員同士の活発な議論がなぜ議会の中でできないのかというふうに思うわけです。そういういきいきした姿があれば、また傍聴に行っても面白いというか、市民も関心を持つかも知れないが、あらかじめそれぞれの政党の代表者が、政党内で決められたことを発言すると、そのぶつけ合いというか、最後は数で決めてしまうというようなことになると、はじめから結論が見えてしまっているというふうなところがある。そうではない議会運営を望みたいと思います。

名和田委員長

私は実は日本国内で議会をもちろん傍聴したことがあり、ドイツでも傍聴したのですが、ドイツは、あまりドイツ語力がないと言われればそれまでなのですが、聞いていても発言が早すぎて分からない。ということはやはり出来レースなんです。何を話しているかは、議員はよく知っていて、傍聴している人はあまりに早すぎてよく分からない。やはり会派のバランスの中ではどうしてもそういうことはあるのかと。ただ、小田原市で、ずっと連合自治会長を務められた方でほとんど毎回議会を傍聴されているという方がいたのですが、裁判等もそうですが、やはりそのように関心をもった市民が傍聴に行くということが議場にある種の緊張感を与えるという側面はあるかと思えます。その会長のことは議員さん達がよく知っていて、その人が傍聴しているだけで、一目置かれていました。

谷本副委員長

議会は、本会議や委員会といったある種の手続的なところも大きいので、そこを改善しろというのはなかなか難しいところではあると思うのですが、例えば、今回、子どもを虐待から守る条例等をせっかく議会で作られたので、こういう時に市民の方と意見交換をする場、市民の方と違うところのテーブルで意見交換をしながら条例案をつくっていくというような参加型の議会づくりもやっていただけると、そこから議員の意識も少しずつ市民に近づいていくという期待の部分ができるのではないかと思いますので、まずは本丸の議会の本会議に手をつけるのか、そうではなく裾野の部分で、市民が議員と共に議案を考えていくという場づくりをしていくのか、私はどちらかというとな後の方が今、議会改革に、特に大都市部には必要なやり方ではないかと思えます。

恒川委員

「議会かわさき」が家庭に配布されますが、意外と全市7区で特徴や取組に違いがある。そういう意味では、「議会かわさき」がどの程度読まれているのかということについて、一度調査をしてもらえれば面白いのかと。

それからまた視点が違うが、市議会議員の方々が区民会議の参与になっているが、意外と区民会議に出席されない。本来は市長も議員も我々が選んでいるのだが、地域のいわゆる代表としての役割や議会としての役割といった様々な切り口はあると思いますが、少なくとも地元から選ばれた、地元に対する貢献度という問題について意外と見えてこないと感じています。

名和田委員長

議会のことばかりになってしまいますが、先程確認した7項目以外で何かあればご発言ください。もしなければ第5回でも総括的に議論をする機会がありますので、その時でも良いと思います。私はこの委員会の仕事を引き受けて以来、ずっと自治基本条例の実現を逐条的に点検し検証評価しているなんて、すごいことをやっていらっしやると常々思っているのですが、そういうことをお考えになった原点のようなものも含め、もし市長の方から議会のことを総括的に、あるいは、もし何かこの時点で付け加えるようなことがあれば。

阿部市長

議会、本会議でしかも採決をするとなると、限られた時間の中で決定をしなくてはならない。決定をするという前提だと、自由に議論はできないということになります。限られた時間内の質疑応答と本会議の中では、市民が期待するような丁々発止の議論はまず無理だと思います。それをやっていると結局まとまらないという形になり、最終的にどういう結論になるのか全く分からないので、日程や時間が決められない。決めるということになると、あらかじめ会派ごとに調整をし、最終的に採決をする時に、賛成が何人であるかということをおあらかじめ調整をして議長がさばくというやり方になります。もし、やるとすれば、議案として出てきているようなもの、あるいはこのような議員提案の条例になるようなものをあらかじめ議場という形式的に限られた場所ではないところで市民に入ってもらってフリーディスカッションをするという仕組みをつくらないとおそらく無理でしょう。

もう1つ難しいのは、本会議や正式な会議で議論をするのは、ものすごく幅が広い。まして、予算は一般会計で6,000億円、全体で1兆3,000億円ほどの議論をする。おそらく市民の方が議場に入り、聞いていても、話があちこちに飛び、まとまった判断はできないと思います。ある特定のものについては、あまりにも意見を出す時間が短すぎる、そのためやはり核心が分からないという形だと思います。委員会になると、分野ごとにかなり細かくやるので、委員会を傍聴されるとかなり1つの論点についていろいろな人がさまざまな議論をしますので、分かると思います。まず、市民の方々が傍聴されるならば委員会。委員会で足りなければ、やはり平場で、正式な会議ではないところで議員が集まって議論をするところ、あるいは公聴会のようなところ。実は市民グループで、選挙の前等に議員に集まってもらい議論をするという、これを市で広報に掲載してくれないかという問い合わせが何回もあったのですが、これを議会が主催しているならば問題はないのですが、市民グループが主催した場合に、主催するグループを仮に信用したとしても、では他のグループがいろいろな思惑をもってやってきた場合に結局その境目が分からない。広報するなら広報するで、どのような考え方の人たちが主催してもそれを全て載せないといけない。そしてそれはできないので、全て載せない。せっかく皆さんがすごく良いことをしているのに、市政だよりでは紹介できないことになったという経緯があります。有志だけで広報しながらやって、それはそれで集まるのですが、やはり長続きはしない。その辺の仕組みをつくっておかないと駄目だと思います。

横山委員

私も触発されて、議会を語る会等をやっていました。私はエリアとしては高津区になるので、高津区で立候補された方ということで、ここを会場にして、選挙前に意見を聞く会という形でやったことがあるのですが、確かに今おっしゃられた通りで、本当にそれを持続させることというのは、まさに大変。

阿部市長

そういう枠組みを議会できちんと予算をとって、そういうテーマを議会が始まる前に、例えばテーマを5つ選んで、市民との意見交換会をするという、そういった事業を議会の仕事の中で枠組みをつくってやればできます。そうすると、それを出す時は委員会で審議をし採決をする。それを委員長報告として、本会議採決になりますので、そこまでいくと全く形式的になってしまうので、執行部に対する質疑と応答にしても、事前にやり取りをして、それはある程度精査されたものになります。ぶっつけ本番でやると、最後までまとまらなかったり、いろいろなことが起こってしまう。本当は、その時、その場で丁々発止するのが一番良いのですが、やはり整理されて本当に大事なところを聞いて、きちんとしたところを執行部に答えてもらうというやり方をするためには、事前調整がどうしても必要になってしまう。事前調整がないと、その質問に対して、あらかじめ聞いていないので、きちんとした返答は準備をしていないため

返事ができないという答えになってしまったりする。

名和田委員長

議会に対しての関心が高いということは分かりました。第5回委員会でもう一度主たる審議の対象とならなかった項目についてまた議論したいと思います。

3 委員会報告の進捗状況に基づく個別事項の調査審議〔その1〕

(1) 事業者の社会的責任に関する取組について

《事務局（自治政策部担当課長）から「資料3-1 事業者の社会的責任（CSR）の取組（第8条）」
「資料3-2 川崎市と大学の連携の取組（第8条）」を説明》

名和田委員長

ここでは大きな課題が2つあり、1つは事業者の社会的責任に関する取組ということで、私も企業というのはいろいろあるのではないかとことをいつも申し上げていて、それに則して資料3-1で多様な企業というか事業者の類型に則して、様々な取組を挙げてご紹介いただきました。

もう1つは、大学というものを取り上げ、資料3-2で川崎市と大学の連携の取組をご紹介いただきました。この2つは、時間がそれほどないので、まとめて審議を行いたいと思います。

市役所が事業者としてこういった話題の対象となるのは、市役所はまさに公共的な存在なのだから、変かも知れないが、やはり自治基本条例の規定からしても脈絡があるということかと思っています。私は現在、町田市で景観審議会の委員をやらせていただいている、景観分野で公共事業が景観に与える影響は非常に大きい。景観法ができる前から景観条例を制定していたことで有名な真鶴町で、こともあろうに町自体がつくった建物がやや物議を醸すということがあり、なかなか役所が行う事業だからといって安心して見ていられる訳ではないということがありました。景観分野においても、むしろ市役所が先導的な役割を果たしていくといったことも必要なのかと思っています。公共事業について、特に景観法による規制のやり方について、あまりそれとして取り組んでいない自治体の方がむしろ多いということを町田市の審議会で見ました。川崎市におかれても景観分野で事業者としてのCSRを果たすことも重要ではないかと思っています。

それから、大学については、平素より受け入れていただきありがとうございますというようにお礼を申し上げる立場なのですが、委員の皆さんは率直にどうでしょうか。大学生を押し付けられたり、学生が無責任で仕方がないと思われたご経験はありませんでしょうか。この際、率直におっしゃっていただきたいというお願いをいたしまして、審議に入りたいと思います。

松本委員

大学生が若い時から、自分たちの生活と関わりのある活動に参加することは、地域の方と連携を取れる、顔見知りになれるという点でとても良い活動であると思いますし、区民会議にしろ、様々な会議にしろ、若い人がなかなか入りにくい状況になるので、ある意味、こういうところで年齢の幅のある人たちが同じ目的をもって活動できるというのはとても素晴らしいことだと思います。

名和田委員長

実際付き合ってみられてどうですか。結局集団で学生にインターン等で来られてしまうと、無責任体制になりがちだと思います。しっかりした問題関心をもった人が来ているなら良いのですが。

恒川委員

この「ぐるっとみやまえ」（参考資料2-2）をつくる時に、やはり若い方のフレッシュな感覚

をどう活かすのかということで、大学との連携も考えましたが、年数が経つと卒業してしまうので、継続性という問題をどうするかという議論がありました。こういったいろいろな自主的な企画をやると、フレッシュな方が大学生の方が1人、2人参加をして、区民が刺激を受けているということでは大変助かっています。宮前区に大学が欲しいという声も出ています。

小倉委員

今の大学連携に関して、いわゆる学生と一緒にやることについては、たまたま昨日、多摩区役所で「磨けば光る多摩事業」の報告会があったのですが、そこでは日本女子大の学生と地域のNPOが一緒になって、区の課題解決ということで一緒にやっています。

無責任かどうかという判断については、1つの事業に関して、学生が個人で参加しているのではなく、そのグループやゼミといったまとまりで一緒に行政とやっていく。例えば、専修大学等も今、国のホワイトスポットというワンセグの事業をやっているのですが、そういうことも今度多摩区役所と連携してはどうかという話もあり、そのように1つのゼミが学生を動かしながらやっているようなところは、行政とやっていく時にもあまり不安はない。学生は入れ替わっていきますが、その中身の方針は同じなので、やっていけるのではないかと思います。個々のボランティアや個々のインターンシップというのとは全然意味が違うという考えがあり、やはり大学連携をやる時はゼミの先生方が川崎市とどれだけ事業を一緒にやりたいか、やってくれるかというところが、うまくいくかどうかにかかってくるのではないかと思います。

もう1つは、私は、「かわさきコンパクト」の立ち上げから平成23年度までの委員長をしていたのですが、やはり理念をどれだけ周知させるかということが非常に大事で、川崎市が国連グローバルコンパクトに登録をされていて、川崎独自の「かわさきコンパクト」をつくっているということが、まず市民にどれだけ周知されているか。これが非常にマイナーで、行政の中にもなかなか広がっていないということ。今回の資料の中に位置づけられているのを見て、私は非常に嬉しいのですが、やはり行政の中でこの理念は基本になっているので、そういうことを周知させていく必要があるのではないかと思います。

今、「かわさきコンパクト」登録のハードルを非常に下げているのですが、最初は行政もどんな企業でも一緒にやるのは怖いというか、まずは大手企業しか相手にしない。ですから、広げようと思ってもなかなか広がらないという現実がありました。やはりこういうものを広げていこうと思うと、いわゆる川崎の中小企業の方達にまず理解をしてもらうということが大事であり、周知することが一番。周知のあとで何かが動いていくと思うので、この辺のところを、もう少し市全体で考えていくような機能、「かわさきコンパクト」だけではないと思いますが、そういった大事な理念のようなものが市内にいくつかあるのですが、私が関わっていた「子どもの権利条例」など、大切なことであるにも関わらず、なかなか浸透していかないのはなぜなのかということ、もう少し分析しながら進めていく必要があるのではないかと思います。

横山委員

今の事業者の関係で言うと、先程の川崎市も事業者であるということで、ここに公契約条例の23年、24年の実績がありますが、川崎市が指定都市として、全国に先駆けて、公契約条例を導入したことは非常に素晴らしいことだと思います。

1つお聞きしたいのは、24年度で21件と178件になっていますが、5億円以上だったか、ハードルが一応決めてあると思いますが、問題は公契約条例を川崎市が実行する時に、そのハードルを設定したのは担当する職員が確保できるかどうかというか、そういう要素もあって5億円以上と契約が5,000万以上という基準を決めたと思うのですが、この数字を見た時に、当初の設計よりも非常に多いのか、少ないのかということをお聞きしたいのです。

もう1つは、この公契約条例は、指定管理者等を含め、市が契約する事業者の労働者の最低

賃金の設定をするというところに大きな意味があるわけで、今日のワーキングプア、官製ワーキングプアという言葉で言われるような状況の中で、この賃金設定について、これは審議会で決めるということになっていたと思いますが、どのような水準、設定がされているのかどうか。今、神奈川県では849円が最低賃金ですが、野田市や相模原市も公契約を結びましたが、どうも実態を見てみると、確かに最低賃金よりは良いのですが、果たしてそれで本当に生活していけるのか、生活を保障できるような賃金になっているのかどうかと、非常に疑問の点もあるように感じます。そういった意味で、川崎市が公契約条例で設定している労働者の契約単価といったものは、どのような総括というか、2年間やってみて問題点として感じられているのか、その辺について分かればお聞きしたいと思います。

事務局

事務局で調査した範囲ですので、今日は所管課が来ていないので概要となりますが、まず作業報酬下限額の対象となる契約の範囲を確認しますと、特定工事請負契約というのがあり、そちらは予定価格は6億円以上の工事請負契約がまず1つあります。それから、もう1つが特定業務委託契約という種類があり、そちらでは予定価格が1,000万以上の委託契約で、業務種目等が限定されており、例えば業種については警備、建物清掃、屋外清掃、施設維持管理、電算関連業務の5種類で、それから指定管理者と締結する協定するというところで記載がありますので、そのような条件で契約の範囲を設定しているということです。水準等の詳細については、改めて関係部署に問い合わせをして、回答したいと思います。

横山委員

とにかく川崎市が先行してこうした公契約条例を制定したということは、非常に画期的なので、ぜひこれを発展させていただきたい。今、川崎市もそういった意味で、幅広いなどからこの公契約条例については注目されていると思いますし、また波及していると思いますので、問題はこれをどのように改善させながらより良いものにしていくかというところが必要なのではないかと思います。

名和田委員長

次回にでも今のことに関して事務局よりお答えがありましたらお願いします。さらに横山委員の問題関心は市役所は事業者としてきちんとした社会貢献を果たしていくと評価されるかどうかについての担当部署のお考えを知りたいということだと思います。そのように担当部署にお伝えいただければと思います。件数が多いのか少ないのか、あるいは支払うべき賃金をどうするかということの判断をする時に、こういうCSRを意識した仕事の仕方になっているか、それはなかなか担当者に聞くのは難しいかも知れませんが。他方でNPO業界関連はなかなか最低賃金をクリアできない世界があり、「目指せ最低賃金」ということがスローガンになっている実態もあり、その中で、NPOのある種の分野は市からの委託業務が多いと思うので、そこで市が事業者として果たす賃金の設定の考え方はかなり大きい部分を占めている。

阿部市長

最低賃金については、一律に何百円からということではなく、おそらく業種等について、国の基準があり、それを採用しているはずなので、具体的にどういう分野でどれくらいの金額かは審議会でやっているもので、それも調べて、次回に一例として出させていただきたいと思います。

CSRでいろいろなものがありますが、公契約条例はきちんと守られていると思うのですが、子どもの権利や男女共同参画、あるいは障害者雇用等たくさんある。かなり強制力をもつようなかなり厳しいものについては皆、意識していますが、全てを担当者がそれぞれの分野で皆が意識してやるのはなかなか難しいと思います。例えば、「かわさき基準」(通称KIS)を制定し、福祉の基準で認証したものを優先的に採用するようとか、環境配慮ということで、低CO2といったものについて、優先採用するとか、配慮をしてもなかなか決定的に全てを

普及するというのは、難しいと思います。何らかの形で一律にこれは市役所で徹底的にやるというようなことをやったものについて、何年かはそれで続くのですが、おそらく基準というものの要素がありすぎて、なかなか浸透していないと思います。担当者のところが継続的に全庁に要請をしたりする形で、その時に担当者で意識した人はやるが、強制的にという形にはおそれられない。それぞれの担当の裁量があって、それぞれの分野で、例えば男女共同参画の分野で立派な報告書は出てきて、担当の人は「ぜひやってほしい」と言うのだが、それに対応したり、人事をやる人のところで、割と女性の登用については意識してやっていますが、しかしこの仕事についてどうかといった時に、この人がやって大丈夫かということになってしまうこともあり、簡単ではないです。障害者雇用についても同様です。やはりそういうものを解決できるような良い方法があると良いのですが。例えば、大手の会社で障害者を採用するために別会社をつくり、特定の事業について別会社に委託する形とし、そこで障害者を大量雇用するとそれが成績になる仕組みがありますが、これは非常に良い制度であり。大手の企業の障害者雇用率を上げることとなる。項目ごとにも違いが出てくるので、CSRはなかなか難しい。

横山委員

防災との関係の中で、事業者が地域にどのように関わってくるかということは、非常に大きな課題だと思いますし、先の震災の中でも宿泊所の問題、交通難民の問題等も含め、さまざまな取り組みがあったと思うのですが、それは別途資料には記載はないですが、どんなふうに進んでいるのかということが分かれば教えていただきたい。結構川崎は進んでいるのではないかなと思うのですが。

名和田委員長

ビルへの避難や交通難民、帰宅難民の収拾用地、公開建物等のことですよね。

阿部市長

東日本大震災の教訓で、今計画見直しをしていますが、それですいぶん変わってきました。帰宅困難者対策における駅周辺の活用。前回の東日本大震災の時には駅から閉め出された。それから津波対策。学校などの公共施設は指定しましたが、民間でもできるところは協力してもらおう。それから今まで防災の協力で大学は入っていなかったんですが、今回から、大学も協力機関として入ることになりました。大分変わってきています。

名和田委員長

法政大学は東日本大震災の際に一般開放しました。今、市長からご紹介がありましたが、もし具体的な数字等があったら事務局から教えてください。

阿部市長

今回、大分進んでいるので、特に民間でどういうところと協力関係になっているかということ、危機管理室に確認するといいい。

横山委員

緊急物資やセブンイレブン等も含めて協定を結んでいますよね。

阿部市長

危機管理室が情報を集約している。こんなにやっているのかと驚くと思う。

事務局

現時点で、各区含めて市全体でもやっていると思いますので、防災関連の協定の締結の状態については、次回お知らせできればと思います。

阿部市長

タイミングとしては非常に良いのではないのでしょうか。川崎市では現在各種防災計画の見直しをやっていて、しかも区単位の防災も強化するという方針、それから小学校も備蓄対象に入っていたりしていますから。

恒川委員

今、市長からお話があったように、協力企業ということについては、危機管理室が把握していますよね。いわゆる見直しの中で、帰宅困難者の問題の会議に出た時に、意外と協定書の署名については抵抗があると、言うなれば署名しないで協力できるような体制はどうかというような意見があります。

阿部市長

例えば、大学の場合に学生がいる時だと、よその人を受け入れる余裕がないから駄目、といったことがあり、意外と大学はできればやりますという程度で、協定を結んで必ず受け入れるということにはならない。

名和田委員長

状況が違うので、なかなか一般的な協定書にサインしがたいという思いが大学も含めて、事業者にはあるのでしょうか。それは課題ですね。

横山委員

大学との連携ということで、ここに4つの大学の事例が出ていますが、例えば慶應大学のK2タウン事業はもう10年以上になると思いますが、ものづくりの意味からいっても非常に画期的な成果を上げている。もう1つ川崎市の知的財産といたら、例えばあまり注目されませんが、日本溶接構造専門学校という日本に1つしかない専門学校もあるわけです。そうした各専門学校もそういった意味で、地域の財産として焦点をあてるようなことができないものかと思いません。

もう1つは、大学だけではなく、高等学校もさまざまな地域に関わるという意味から、成果を上げている学校もあります。川崎にはありませんが、農業高校が地域と連携して新しい製品を発表するとか、そうすることが広い意味で地域に帰ってくる生徒や子ども達を増やしていく、地域の力をつけていく。防災の問題もそうなのですが、若い人がなかなか参加してこないということも課題なので、私はもう少し高等学校の関わり方、あるいは先程の大学生はなかなか地域に入ってこないという話がありましたが、もう1つ視点を変えて、高校生が地域に関わるような仕組みづくりが検討できないだろうかというふうに感じています。

阿部市長

今、向の岡工業高校は、インターンで大学生に教えたり、それから地域の工業をやっている人たちと連携もしています。

名和田委員長

高校は確かに、横浜の瀬谷にある横浜隼人高校という学校があり、あそこは地域のボランティア活動を結構やっていて、瀬谷区の地域の人に非常に喜ばれています。このテーマは非常に重要で、小中であれば、コミュニティや別なところでも扱うことができるかと思うのですが、高校は重要であるのですが、この第8条で取り上げるのが良いのか、いずれにせよ重要なテーマだと思いますので、事務局の方で、整理していただいて、もしできればまた第5回の時に取り上げても良いのですが。確かに、高校は盲点ですね。小中も大も出てくるが、高はなかなか出てこなかった。

阿部市長

高校は、防災関係では、県立高校が多いので、他所からの救援隊が来た時の拠点とか、そういった広域的な連携の拠点扱いが多いです。それから、学校ごとにいろいろな取り組みをやっていることはやっているんです。

名和田委員長

取り上げ方は事務局の方で検討していただき、宿題が多いですが、第5回委員会の際に整理

していただけますか。

事務局

第4回委員会のコミュニティのところも含めて取り上げたいと思います。

名和田委員長

そちらで審議できるかも知れませんね。

この議題はこれぐらいでよろしいでしょうか。まとめはできないのですが、先程、小倉委員から行政内部で共有されずに結果として川崎市役所の事業者としてのCSRが不十分な面があるのではないかという発言がありましたが、それに対して市長がそこはなかなか難しいところだということでしたが、私は、重要なことについては、かなり事務的な仕組みをつくるしか方法はないものと思います。町田市の景観もそうですが、行政評価も一緒ですが、まず市長が強い意志をもつということ。そうしないと担当課が浮いてしまいますので。それから然るべき条例や法律等の後ろ盾があるとともに、やはり役所なので、理念でといってもなかなか引き継がれないので、このことについて必ずこのように回っていくというような事務的なルールが確立されないとなかなか理念だけでは継続できないという気がします。

大学は、ゼミだと良いのだがというお話がありましたが、ご発言の暗に意味するところは教員はしっかりしろということで、教員が無責任にゼミを送り出すと、大体全体として無責任になってしまいますので、大学は機関としてきちんと関わる、あるいは教員は教育者としてきちんと関わるということが、大学が地域貢献できる大きな要件だと思います。

(2) 情報共有に関する取組について

《事務局（自治政策部担当課長）から「資料4 情報共有に関する取組み（第23条～第27条）」を説明》

名和田委員長

この議題についてもご意見をお願いします。

谷本副委員長

今、ご説明いただいた「サンキューコールかわさき」の運用結果のところについて、受付状況の1つ目に提案・要望が3,446件あるわけですが、ここで受けた提案・要望の扱いはどうなるのでしょうか。

事務局

当然、所管の部署にフィードバックして、こういう問い合わせがありましたのでということで連絡がございます。

谷本副委員長

特に問い合わせした方にお返しするということはしていないのですか。

名和田委員長

向こうが連絡先を伝えてくれれば、所管から連絡がいくようになっているのか。

事務局

フィードバックしなくて良いと言われる場合もありますし、基本的には返すようにしていると思います。

谷本副委員長

次回の市民参加の話にも絡んでしまうので、今言うべきかというところがあるのですが、情報共有に関する仕組みということで、情報共有というのはやはり参加の前段としての情報共有があるというのは、非常に大事であると私は認識しているのですが、今日いただいた自治基本条例に関するアンケートについて、ちょっと気になっているのは、参加について市民の皆さん

が、もちろん時間がないということもあるのですが、それ以外にも意見を聞き入れてもらえそうにもないから参加をしたくないとかいう割合が5割あるということが、非常に懸念をしています。参加の仕組みをいかにつくっているか、市民側が参加をすることに対して時間がないことは止むを得ないとしても、意欲がそこに出てこないということ、これを情報提供、情報共有ということクリアできるかどうかは、これから皆さんのご意見を聞きながら、考えていきたい部分ではあるのですが、そのあたりをどうするか、次の材料とさせていただきたいと思います。例えば、アンケートの抜き出しですが、163 ページに市政参加の方法で、「参加したことがある」はアンケートの調査で16.9%で多いと書いてあるのですが、「参加したことがある」ということを評価するのは良いのですが、「参加したいと思わない」という数字が、煩わしさが増えるに従って上がっていくというところがある。「なぜ参加したくないのですか」という回答が170 ページにあり、皆さん忙しいので時間がないというのがあるのですが、「参加すること自体が面倒だから」、「仕組みがわからないから」、「意見を言っても聞き入れてもらえないと思うから」、「役割や責任を負わされるとわずらわしいから」、意見・要望は言うが、自分たちで責任を負うのは嫌というのが2割ほど。この数字が多いのか、少ないのかというのは、過去の数字とも比較する必要があると思いますが、今後、自治基本条例があり、せつかく市民にも情報提供をしますという仕組みをつくって、参加もできるということ、絶えず訴えていながら、今の市民たちがそこに対する問題意識をもっていないとすれば、委員会としても考えていかなければならない部分ではないかというところで、今日は問題提起に留めます。

名和田委員長

今、おっしゃっていただいたことは非常に重要なことだと思います。情報共有にはおそらく2つの側面があると思います。

1つは暮らしの利便性を高めるという側面、もう1つは参加の前提になるという側面。私が、学生だった頃はちょうど憲法解釈論で、芦部先生や奥平先生がアメリカ流の憲法理論を日本に導入することを先駆的に進められて、その中で表現の自由といった「自由権」、何でも自分の思うようにやってよいという「自由権」であるのですが、他方で「表現をする」というのは、政治的な表現であれば、それは政治に参加するという意味合いをもつので、「表現の自由」は参政権的な意味合いを持つ。特に表現することの前提となる「知る権利」を含めて、憲法21条は「自由権」であると共に「参政権」的な意味をもつという憲法解釈論がちょうど出た頃で、それは今や常識となっています。ですから、情報共有といわれた時に、1つは暮らしの利便性を高めることがあり、もう1つは参加の前提となる。今回の審議事項ですが、それとの関連において、情報の問題も参加の条件としての情報ということ、我々は考える必要があると思います。それを考え、振り返ってみると、事務局にご説明いただき、強調されているように、「条文の意図」という資料4の一番左上のところに「広範な市民が主体的にまちづくりに参加し、協働することができるよう」というふうになっていて、情報というもののその側面を忘れてはいけないと思います。次回もこの事項については議論したいと思います。

阿部市長

パブリックコメントの意見状況を見ると、パブリックコメントに意見を出す人も少ない。意見を出しても圧倒的に多いのは、大体原案の枠の中で収拾できるような意見で、その中で自分が思っているようなことを強調して提案している。そうすると、最大公約数が書いてあるので、大体読み方によって、そういうご意見が読めるようになってしまう。ですから、そういうことにも配慮しながらやっていきますということで、パブリックコメントに出したものについては文言の修正はしないし、もちろん案の中で問題だということ指摘する意見もあり、修文をしないといけないような意見も出てくるのですが、これは非常に少ない。ある意味では、最大公約数でまとめたものに抜け穴があったということになるわけで、非常に少ないがそれが出てき

ます。それから、そもそもの考え方が全く違うので、そういう意見は分かるけれど、採用対象にはならない。それは長期的な課題だということになる。このアンケートでもやはり言っても聞いてもらえないというのが正にそうだと思います。個人個人の意見というのは、最大公約数にまとまって、大勢の人が大体こう考えているんだなということに落ち着いているので、従ってそこから外れている意見だと採用されないということになります。意見を言う人は、大体元々の案と違ったことを言わなければいけないというふうになっているので、違ったことを言うと、最大公約数の枠の中に入らないので、なかなか採用されない。ですから、せっかく意見を出しても採用されないということは、圧倒的に多い結果が当然のごとくある。なので、もし採用されるような意見だと、元々役所はそういう見方でやっているの、圧倒的に普及しているし、圧倒的多数から反対されるようなものは大丈夫かどうかは問題ではあると思いますが、ここは非常に難しいです。

名和田委員長

アンケートはあとで簡単にご報告いただきます。

阿部市長

これは議論をすると、ものすごい内容になりますね。

恒川委員

委員長がおっしゃられたように、暮らしの利便性という問題。まちづくりとは、自分の住んでいる周りの問題からスタートしていかないと、大きな話題を提供しても無関心になってしまう。(参考資料2-2の「ぐるっとみやまえ」の)発想の原点がいわゆる「住むまち」から「暮らすまち」にしようという、周りを楽しくしよう、見えるまちにしようということだと思います。次回以降に出てくると思いますが、町内会、自治会の加入の問題、そういう問題とも絡んでいるのかと。ただ、地元の問題からいくと、意外といろいろな住民の皆さんの反応というものが出てきます。それを町内会、自治会のリーダーの人たちがうまく発展させるように持ちかけていく、そして行政との協働などを進めていく。161ページを見ても、44.4%の人が「地域を暮らしやすくしていくのは主に市民の役割であり、市民だけではできないことは、市民と行政が協力して行う」という認識はもっているんです。これをどうやって活かすかということが、我々に課せられた課題ではないかと思えます。

松本委員

同じくアンケートで、20代、30代にあたる女性がなかなかまちづくりに参加しにくいというところも出ているのですが、まさに子育てをしている親にとっては、自分が育つまちなので積極的に関わってもらいたいのですが、入り込むきっかけや活動の内容がいまいち浸透してないからではと思います。一番、関心は高いと思うのですが、入りにくいというところに対して少し皆さんと一緒につくっていくという活動の内容、呼びかけ、広報の仕方といったものもどんどん広げていかないと、皆さんも遠慮してしまっ、「行政や市政にお任せします」というようになってしまうのかなと思います。

名和田委員長

身近なところで、まず考えたり、参加したり、協働する場が実は結構あるはずなのですが、そういう情報がまずよく届くようにする必要があるのではないかというふうに思います。そこからの延長の先に市政や区政がある。

阿部市長

若い女性が参加しやすい地域活動とはどういったものがあるだろうかということ調べてみる必要がありますね。例えば子育て関係で、子育て経験がある人たちがグループをつくり、お互いに協力するというグループがあり、これは非常に分かりやすい良い活動なのですが。

名和田委員長

そういう活動にひよっとしたら自治会等の地域の団体が、全体的に高齢化しているので、ちゃんと目が向いていないかも知れない。ですから、札幌市が町内会・自治会への依頼事務の見直しをやっているのは非常に大事なことだと思うのですが、そして他の多くの自治体もそうやられていると思いますが、しかしただ単に町内会・自治会の仕事を減らすだけであれば、それはむしろ仕事が減ったらその必要性がなくなり、その分町内会・自治会が弱体化するということになってしまうのではないか。市からの依頼業務が減って余力ができたなら、その力を地域の重要な問題に振り向けていただくということを同時に取組まないといけないと思います。

阿部市長

町内会や自治会に何を期待するかということはちゃんと調査しておく必要がありますね。ズレがあるのではないですかね。

恒川委員

私は、町内会、自治会というのは、地域コミュニティの核だと思っています。町内会、自治会が活性化されれば良いまちができるのではないかと、個人的には思っています。さまざまな問題を考えた時に、今、話にあったように、子どもの問題がありこれは大問題で、実はタウンミーティングの時に、市長に小学校は全てコミュニティスクールにすべきではないでしょうかという提案をさせていただいたくらいで、やはり地域と学校、学校と絡んで子ども会、その辺についてもっと密になっていければと考えています。防災訓練でもその仕掛けをしています。今の若い人が参加するように、学校PTAの協力を得るようにしています。その仕掛けをどうやるかということがやはりコミュニティの原点かと思っています。

阿部市長

私もそう思っています。教育の内容については、先生方の専権事項にお任せして、周辺の学校管理やさまざまな雑用等がたくさんありますが、そういったものは歩いて10分ぐらいの人たちに皆お任せして、お金は市が出せば良い。そうすると、それが町内会や自治会の活動にもなるので、それをぜひやりましようと言っているのですが、なかなか進まないです。

横山委員

課題は何ですか。教育委員会ですか。

阿部市長

地域に出すのは、教育委員会です。受ける方は町内会や自治会といったところですから、市民・こども局の方になります。

横山委員

高津区では、「エコシティたかつ」の取組で区内の小学校にビオトープをつくるということで、ほぼ全ての小学校に入りました。問題は、担当する先生が人事異動などで変わることです。学習の場として継続活用するために教職員の研修会でテーマに取り上げ、参加してもらうようにしていますが、ビオトープの維持や管理に地域住民の参加が必要でないか、と言うことです。このときに課題になるのが、例の大阪で起きた悲惨な事件以後、学校への出入りが厳しくなって地域から見るとバリアが高くなったことです。それは、学校には必要なことでもありますが「開かれた学校づくり」とはせめぎ合いの関係になっています。無理をせずに、どう両立させていくか、暗中模索の現状です。

阿部市長

それは、顔見知りが入り出すということの方が安全性が高まるので、誰でも自由に入れるというのではなく、ある程度グループ単位で登録するとか、顔見知りという前提でその人たちが自由に入ること、監視の目、知り合いの目が多ければ多いほど安全になると思います。大阪のような問題があったから、学校が閉鎖するというのは全く逆方向で、逆に地域にい

るお互い顔見知りの人たちが出入りする方法にした方が安全だと思います。

横山委員

そういった意味で、学校の教職員の人たちとお互い顔見知りになることも含めて、理解し合う場をつくっていくことが必要なので、そういった仲立ちをやはり行政がやりながら進めていくことが大事だと思います。

阿部市長

今、各区では子ども支援室が包括的にやっていて、そこに教育委員会から出向で行っている学校担当という人たちがいて、その人たちが地域と学校との橋渡しを一生懸命やってくれています。学校で、学年単位で果物や稲作等をやっているところがありますが、そういうところには指導する人たちが顔見知りになって、手伝ってやっているので、非常に良い関係になっています。

名和田委員長

今、ご議論があった件は、ぜひ第4回委員会のコミュニティの議論の時に深めたいところ。学校は重要だと思いますし、一般的にかつてなく学校が地域に歩み寄ろうとしていると言えなくもないので、ぜひやりたいと思います。

名和田委員長

では、情報共有にまた戻りたいのですが。

谷本副委員長

先程の20代、30代のお母さんたちの話で思い出したのですが、条例制定以降の情報共有の取組の⑤で「ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」というのがありますが、今、どこの自治体も新しいメディアをどう活用するのかということについて、試行錯誤の段階にあると思うのですが、市全体にこれをまずやるというのは大変だと思うので、例えば、子育てをされているお母さん、お父さんも含めて、ターゲットにこういったソーシャルメディアを活用して、そういった地域に関する情報交換を行政と地域の方とで展開をしていくというのは、事例的な試みとしても面白いのではないかと思います。例えば、東京で今、待機児童の問題が大きな課題になった時に、お母さんたちはいわゆるスマホで連絡を取り合う手段で、かなり大きな動きになっていったりということで、活用されていることが見えてきていますし、やはり今、若い世代の方たちはペーパーではないことは明らかなので、そうではない情報の使い方というのは、実験的にやっていただけたら面白いかと思います。

名和田委員長

ガイドラインは存在しているのですが、実践した結果等のデータはないのでしょうか。

事務局

今回はそこまで調査をしていませんので、確認してみます。防災情報等はツイッターで発信するという事は、最近報道もされたところです。

小倉委員

メディアを使って若い人という話がありましたが、若い人も関心があることはそれで情報を取るのですが、先程言った地域の行政情報等をお母さん方に知らせるのは、こういうメディアにはアクセスしてこないと思います。現在川崎は子育て支援センターで網羅されている。そこに乳幼児、未就学児のお母さんが相当数集まっているので、そこへ逆に紙媒体で、時々そういうものを口頭でそこから情報発信をする、「今、川崎ではこういうことをやっています」といったことをそんなに深くではなく、簡単なお知らせ程度で良いので、おそらく市政だよりはあまり読んでいない方にも「こういうことがあるから関心を持ちましょう」というようなことを発信していくという方法は使えるのではないかと思います。そういう若いお母さん方に情報発信する場としては、私が関わっている子ども文化センターでも、毎日のようにお母さんたちが

来ていますし、保健福祉センター、それから地区社協、民生委員といった様々な分野で子育て支援のグループがあります。各区によって温度差はありますが、そういうところを通じて、最低必要な情報というものを若い人に取り込んでいく、そうすると、家に持って帰ってお父さんに話し、若い夫婦は「川崎はそういうことをしているんだ」ということを知っていくというように使えるのではないかと私は思っています。

名和田委員長

社会福祉協議会に IT 担当はいるのではないのでしょうか。横浜社協はいますが。

松本委員

横浜と川崎は全然違います。IT では社協は動いていないところがほとんどです。

名和田委員長

横浜は確かに子育てに関することは全て社協が窓口になって、新しい情報をどんどん発信して、全部情報が入るような形になっていたりする地区もあるので。

横山委員

私は民生委員で、地区社協の情報関係から高津区の社会福祉協議会の「おあしす」という機関誌の担当もやっていますが、電子関係の方はまだ手がついていないです。私は震災で東北に行きましたが、やはり社協が中心になっていました。そういった意味で、この震災を考えた時に、社協はどういう役割ができるか、実際に社協の職員たちは熱心です。そういった意味では、捨てたものではなく、財産だと思っています。

名和田委員長

川崎社協とは若干のお付き合いがあります。期待をしています。

今日、審議した内容のかなりの部分は、次回以降に関係しており、かつ情報の参加・協働の説明については、次回議論しますので、いったん今日の議題は終了したいと思います。

4 その他

《事務局から参考資料 3 平成 24 年度かわさき市民アンケート（第 2 回アンケート）、参考資料 4-1、4-2 自治基本条例に関するアンケート調査結果について説明》

名和田委員長

アンケートはぜひ、審議に活用していただきたいと思います。最後に市長から一言いただきたいと思います。

阿部市長

今日は大変、実りのあるご意見が出て、良かったと思います。これから、疑問に思うようなものを少しずつ進めていけば良いと思います。ありがとうございました。

名和田委員長

最後に事務連絡をお願いします。

事務局

次回の開催については、事前に日程を確認させていただいた通り、5月30日（木）、場所は高津区役所の第1会議室で開催したいと思います。これについては、別途開催通知を送付いたします。前回と同様ですが、今回の会議の様子を議事録、及びニュースレターとしてHP等で公開いたします。その際、写真を掲載することがありますので、ご了解いただければと存じます。ニュースレターについては、情報プラザ、区役所、市民館、図書館等で配布する予定です。

□ 閉会

名和田委員長

次回は5月30日に高津区役所で行います。これで、閉会したいと思います。今日はありがとうございました。